

高校入試における感染症防止対策等に関する要求書

※交渉用資料

新高教要求事項	国ガイドライン	県教委回答(1月中旬に公表予定)
<p>1. 以下の諸点について、貴委員会の考え方を明らかにすること。</p> <p>1) 検査日前</p> <p>①検査室の確保及び検査室の座席間の距離の確保</p> <p>②マスク、速乾性アルコール製剤の準備</p> <p>③願書受付時の三密解消の具体的指示</p> <p>④検査監督者等の体調管理及び代替の検査監督者等の確保</p> <p>⑤校医、看護師等の配置</p> <p>⑥別室の確保及び座席配置</p> <p>⑦検査室の机、椅子等の消毒</p> <p>⑧面接・実技試験時の留意事項</p> <p>⑨新型肺炎等に感染した場合に重篤リスクの高い既往症のある教職員等への配慮</p> <p>⑩検査室への入場方法</p>	<p>1) 検査日前</p> <p>①※収容定員の半分程度が望ましい(10.29)。試験場毎に教室の大きさ、受検者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策(マスク着用の義務づけ等)を講じていることを踏まえ、座席の配置はなるべく1メートル程度の間隔を確保すること。</p> <p>②試験場内におけるマスク着用を義務づけ・未所持者にはマスクの提供・試験場入口や試験室毎に速乾性アルコール製剤配置</p> <p>※独自項目：郵送での提出要請・持参の場合の別室確保</p> <p>④試験監督者等に対する試験前7日程度目安に朝の検温要請・体調不良訴える者に対する自宅待機や医療機関受診勧奨・体調不良者発生に備え代替監督者の確保 労務管理上適切な対応を！</p> <p>⑤発熱・咳等の症状のある受検生が受検する場合に備えて大学等の実情に応じ、医師、看護師等の配置に努めること。</p> <p>⑥発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者のための別室を設けること。その際、基本的に概ね2メートル以上の間隔で座席配置。大学等の実情に応じ、可能であれば医師・看護師等の待機場所から近いところが望ましい。</p> <p>⑦試験前日に消毒用アルコール(次亜塩素酸ナトリウム=漂白剤を希釈したもの、界面活性剤でも可)を使用した拭き取り。試験日程が連続する場合はその都度。試験開始前72時間以内に、試験場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること。消毒できないところは立ち入り禁止等に対応。</p> <p>⑧対面実施が必要な場合、面接は受験生同士及び評価者との距離は2メートル以上確保、実技はコンタクトスポーツや発生を伴う過小などの実施は控えること。</p> <p>⑨ ※④に関連</p> <p>⑩入場開始時間を早めるなどで試験開始までの</p>	<p>1) 検査日前</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p>⑥</p> <p>⑦</p> <p>⑧</p> <p>⑨</p> <p>⑩</p>

	<p>時間に余裕を持たせたり、受験番号毎に入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口を使用する、入場時に行列が生じる場合には動線を示す(マーキング等で 1メートル以上の間隔をとるなど)。入場時の混雑を避けること。</p>	
<p>⑪トイレ使用の場合の動線</p>	<p>⑪トイレは比較的感染リスクが高いことから、トイレ入り口に動線を示す(マーキング等で 1メートル以上の間隔を取るなど)。入口などに混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙の掲示など。可能な範囲でトイレ九件時間を眺めに確保すること。トイレ内の換気に注意。発熱・咳等の症状のある受検生や無症状の濃厚接触者に該当する受検生に対して別室受験を認める場合は、試験運営上可能な限りトイレを別に確保することが望ましい。</p>	<p>⑪</p>
<p>⑫検査終了時の検査室からの退出方法</p>	<p>⑫終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず予め教室毎教室内の列ごとに退出順を決めておく。一定間隔を空けて退場させる。複数の出口を使用する。退出時に行列が生じる場合は動線を示す(マーキング等で 1メートル以上間隔を取る)など工夫する。</p>	<p>⑫</p>
<p>⑬保護者控室の設置</p>	<p>⑬原則設置しないことが望ましい。ただし、受検生への付添が必要な場合もあり得るため、この場合、受検生と同等の感染予防を講じることを条件に入場を認める。</p>	<p>⑬</p>
<p>⑭検査監督者等に対する感染対策</p>	<p>⑭ ※④に関連</p>	<p>⑭</p>
<p>⑮関係機関との連携・協力体制の構築</p>	<p>⑮感染者が出た場合には濃厚接触者を特定するため、試験場毎の受検者リストを域内の保健所等に共有する必要が生ずるなど状況に応じ、関係機関との必要な連携・協力をはかることができるよう体制を構築しておくこと。</p>	<p>⑮</p>
<p>⑯新型コロナウイルス対応の専用相談窓口</p>	<p>⑯各大学において、専用電話や専用ホームページの開設などを検討すること。大学入試センターにおいても、感染防止の共通対応部分を整理した Q & A の掲載で周知を進め、受検生からの問い合わせに適切に対応する。</p>	<p>⑯</p>
<p>2) 検査当日</p>	<p>2) 検査当日</p>	<p>2) 検査当日</p>
<p>①マスク着用の義務づけ</p>	<p>①発熱・咳等の症状の有無にかかわらず試験場内では昼食時以外はマスク着用を義務づけること。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請すること。試験監督者等についても同様。何らかの事情でマスク着用困難な者については予め申し出るよう周知するとともに、別室で受験させること。</p>	<p>①</p>
<p>②検査室毎の手指消毒</p>	<p>②試験室への入退出毎に、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務づけること。試験監督者等についても同様。</p>	<p>②</p>

<p>③発熱・咳・その他体調不良等の症状のある受検生への対応</p>	<p>③試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より確認し、本人の申し出により、発熱・咳等の症状のある受検生がいた場合には、診療室で対応することを案内しつつ、追試験による対応等を提示すること。ただし、追試験を受験することなどが難しいなど特別の事情がある場合には、別室での受験を提示すること。</p>	<p>③</p>
<p>④無症状の濃厚接触者への対応</p>	<p>④濃厚接触者の定義は「保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者の他、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域から日本に入国した者を含む」とされている。</p> <p>以下のいずれの要件も満たし、必要な感染対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者から他の受検生や試験監督者に感染する恐れは極めて少ないことから、各大学の実情等を勘案の上、無症状の濃厚接触者の受験を認めることができる。当日受検させない場合は追試験による対応を提示すること。</p> <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体による PCR 検査及び検疫所における抗原定量検査の結果、陰性であること。検査結果判明までは受検不可。その者については追検査を受検させること。 ・受検当日も無症状であること。 <p>※保健所は当該事項を文書で証明しないことから、入学志願者から無症状の濃厚接触者であることの深刻を予め受け、上記2項目の要件を満たすことを確認の上受験を認めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと。 ・終日、別室で受験すること。発熱・咳等の症状ある受検生のための別室と異なる新たな別室が望ましい。なお、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受検生だけの別室を確保すること。 	<p>④</p>
<p>⑤無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染対策</p>	<p>⑤無症状の濃厚接触者の受験を認める場合は以下の対策を講じること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物内において、別室まで他の受検生と接触しない動線確保。完全に動線を分ける必要はなく、受検生同士の距離が一定間隔空くよう何らかの対策後取られていれば良い。互いにマスク着用ならば、単にすれ違う場合は、感染対策上問題ない。 ・別室では受検生の座席間隔を2メートル以上確保 ・受検生と試験監督者の距離を2メートル以上確保(答案回収等の際はこの限りではない) ・受検生も試験監督者もマスク着用義務づけ、入退室時の手指消毒徹底。 <p>※試験時間中は頻繁に会話するような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられておれば他の</p>	<p>⑤</p>

	<p>受検生や試験監督者が感染する恐れは極めて少ない。日常生活上での感染可能性と同等。</p>	
<p>⑥体調不良を訴えた検査監督者等への対応</p>	<p>⑥当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関受診など、労務管理上適切な対応をとること。</p>	<p>⑥</p>
<p>⑦昼食時の対応</p>	<p>⑦昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大原意抑制する観点から、待機室、食事用控室、学生食堂の開放等を行わず、受験生には昼食持参と自席での食事を要請すること。通常試験室での食事禁止の大学は試験日の自席での飲食を認めること。試験場内では感染防止の観点からマスク着用義務づけのため、マスクを外すことになる昼食に際しては予めその時間を限定して設定すること。</p>	<p>⑦</p>
<p>○換気の実施</p>	<p>○可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましい。少なくとも1科目終了後と似、できるだけ全ての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましい。 →防寒着の着用？</p>	<p>○</p>
<p>⑧検査室入場前の対応</p>	<p>⑧非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施時に密空間が生じる恐れがあることなどから、必ずしも全員に一律に行う必要はない。ただし、試験場入口に、発熱・咳等の症状がある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すことが望ましい。</p>	<p>⑧</p>
<p>⑨検査終了時の注意事項</p>	<p>⑨退出の順番が来るまでそのまま待機すること。試験場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生への周知を行うこと。</p>	<p>⑨</p>
<p>⑩検査前後に発生した時間外勤務</p>	<p>独自項目： ※例年、当日に会場チェックや総務等の職員が勤務時間前に出勤していたり、採点業務が終業時間を超えて行われている実態がある。</p>	<p>⑩</p>
<p>3) 検査終了後</p>	<p>3) 検査終了後</p>	<p>3) 検査終了後</p>
<p>①検査監督者等の健康観察</p>	<p>①当日試験業務に携わった試験監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など労務管理上適切に対応すること。</p>	<p>①</p>
<p>②検査室の机、椅子等の消毒</p>	<p>②※検査日前の⑦</p>	<p>②</p>
<p>③保健所等の行政機関への対応</p>	<p>③試験終了後に、新型コロナウイルス感染が判明</p>	<p>③</p>

<p>4) 受験生への事前要請</p> <p>①自主検温</p> <p>②医療機関での受診</p> <p>③受検できない者</p> <p>④受検の取りやめ</p> <p>⑤検査当日における対応</p> <p>⑥検査当日の服装、昼食</p> <p>⑦予防接種</p> <p>⑧「新しい生活様式」等の実践</p> <p>2. 以下について、貴委員会の見解を明らかにすること。</p>	<p>した受験生や試験監督者等がいた場合には、当該試験場の大学等は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。</p> <p>4) 受験生への事前要請</p> <p>①試験日の7日程度前から、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。</p> <p>②試験日の2週間程度前から、発熱・咳等胃の症状がある受験生は予め医療機関での受診を行うこと。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者は受検できないこと。発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、前記で示した条件の下、各大学の判断により受検できる場合があることから、受検予定の大学に問い合わせ受検可否を確認すること。</p> <p>④大学入試センターと各大学は専用ホームページで逐一受検関係の情報提供を行いつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生や、当初予定していた日程ではなく、追試験等の受験を検討すること。</p> <p>⑤発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日37.5℃以上熱がある場合は受検を取りやめ、追試験等の受験を検討すること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生はその旨を試験監督者等に申し出ること。症状の有無にかかわらず、各自マスク(マスク着用困難な事情がある場合は予め受験する大学に相談すること)を持参し、試験場は、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時等における他者のとの接触、会話を極力控えること。</p> <p>⑥試験室の換気のために窓の開放等を行う時間があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、予め指示された時間内に自席で食事をとること。</p> <p>⑦他の疾患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。</p> <p>⑧日頃から、手洗い・手指消毒・咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、バランスの取れた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。</p>	<p>4) 受験生への事前要請</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p>⑥</p> <p>⑦</p> <p>⑧</p> <p>2</p>
---	---	--

<p>1) 新型コロナウイルス感染が確認された受検生の受検機会が特別検査1回のみであることについて、受検機会の公平性について貴委員会の見解を明らかにすること。</p> <p>2) 特別検査は1日のみとなっているが、独自検査を実施する高校の場合1日では済まないことについて貴委員会の見解を明らかにすること。</p> <p>3) 新型コロナウイルス感染が確認された受検生が特別検査を受けられなかった場合について貴委員会の見解を明らかにすること。</p> <p>4) 毎年、入試当日の業務(事前打合せ、会場点検、採点業務等)で時間外勤務の発生が現場から報告されていることについて貴委員会の見解を明らかにすること。</p> <p>3. 新型コロナウイルス感染症の感染防止及び教職員の負担軽減の観点から、学校毎に行われている追検査、特別検査を上・中・下越・佐渡等で1カ所ずつなどに集約した形で実施するよう検討すること。</p> <p>4. 全国有数の進学率であることに加えて、定員内不合格者数が極めて少ない本県高校入試の現状に鑑み、受検者数が定員内に収まっている学校については入試を実施しないことを検討すること。</p>		<p>1)</p> <p>2)</p> <p>3)</p> <p>4)</p> <p>3</p> <p>4</p>
---	--	---

以上

誓約書 兼 身元保証書

株式会社 コメリ

代表取締役社長 捧 雄一郎 殿

私は、このたび貴社に入社し勤務するにあたり、下記の事項を了承し、遵守・履行することを誓約いたします。

記

1. すべての規程、規則およびマニュアル等を守り、上司の指示に従い誠実に勤務すること
2. 履歴書の記載事項に相違がないこと
3. 入社までに提出した書類または入社後に提出する個人情報、貴社が人事労務、雇用管理または福利厚生のために必要な範囲で利用し、第三者に提供することに承諾すること
4. 業務上知り得た貴社の営業上の秘密および個人情報を不正に使用し、または第三者に漏洩しないこと
5. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれに準ずる団体（反社会的勢力）との関係を現在有しておらず、将来も一切関係を持たないこと
6. 貴社の従業員としての体面を汚すような行為をしないことを約束し、故意または重大な過失により貴社に損害を与えた場合、その損害を賠償すること

以上

年 月 日

本人) 住所

氏名

生年月日

年

月

日

この度、貴社に雇用された上記の者について身元を保証するとともに、同人が故意または重大な過失により貴社に損害を与えた場合は、同人と連帯して、金 200 万円を上限にその損害を賠償する責任を負うことを誓約いたします。なお、身元保証の期間は、この書面に署名した日から5年間とします。

(第一保証人)

(第二保証人)

住所

住所

氏名 (自署)

氏名 (自署)

本人との関係

本人との関係

署名日

年

月

日

署名日

年

月

日

※ 保証人の方は全ての項目を必ず自署で記入し、押印(押印不可)の上、以下の本人確認書類と一緒に提出してください。
「運転免許証」「運転経歴証明書」「旅券(パスポート)」等の顔写真付き証明書いずれか1点のコピー 又は「発行日から3か月以内の住民票の写し・住民票の記載事項証明書」「各種健康保険証・各種年金手帳」「顔写真が貼付されていない各種福祉手帳(母子健康手帳等)」のうち、いずれか2点の原本又はコピー

支 部 長 様
分 会 長 様
「同和」教育推進委員 様
本部執行委員 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 吉田 裕史

県教委「新潟県人権教育基本方針」改定案 パブコメ募集への対応について

連日の奮闘に敬意を表します。

さて、12月22日、県教育委員会はホームページで、現在有識者懇談会を設置して検討中である「新潟県人権教育基本方針」改定案に対してパブリックコメント募集を公表しました。19年度には「人権・同和教育に関する新潟県教職員意識調査」や「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」改定が行われており、今後の本県における人権・「同和」教育実践のあり方や方向性を規定する基本方針の内容はとても重要です。本部は「同和」教育推進委員会の協議を通じて、この間、有識者懇談会での意見反映に努めてまいりましたが、このたびの県教委パブコメに対して現場からも積極的に意見反映する必要があると判断しました。

つきましては、下記のとおりくみを提起しますので、積極的なご協力をよろしく申し上げます。

記

1. とりくみ 県教委意見募集に対して分会単位あるいは全分会員が意見提出すること

※募集に関する詳細は県教委ホームページでご確認ください。

※提出者の住所・氏名及び電話番号の明記を求めています。匿名でも受け付けないことはないことを県教委に確認しています。

①意見の提出方法・提出先

郵便：〒950-8570(住所記載不要) 教育庁義務教育課人権教育班

FAX：025-285-8087

メール：ngt500040@pref.niigata.lg.jp

※件名は「(意見)新潟県人権教育基本方針改定案」とする(フリーメールは受け付けないとのこと)

②意見募集期間 2020年12月22日(火)～2021年1月20日(水)

③意見募集に関する資料の入手

県教委ホームページより以下の資料を閲覧・ダウンロードできます。

資料1「新潟県人権教育基本方針」の改定について

資料2「新潟県人権教育基本方針」改定案

資料3「新潟県人権教育基本方針」改定案 新旧対照表

資料4 人権教育、同和教育に関する教職員意識調査報告書

資料5 新潟県人権教育・啓発推進基本方針(令和2年3月)

資料6「新潟県人権教育基本方針」(平成22年9月)リーフレット

※前記資料のうち、1と2を添付しますので分会員に増し刷り配布してください。

2. 有識者懇談会の協議経過・予定等

- (経過)2020年9月 第1回「新潟県人権教育基本方針」に係る有識者懇談会
11月 第2回懇談会(書面会議)
12月～20年1月 パブリック・コメント募集
(予定)2021年2月 第3回懇談会
3月 教育委員会定例会で報告 関係機関や学校等への通知

3. 意見反映内容の具体例等

これまでの有識者懇談会で、新高教として改定案に対して下記意見を述べ、**別紙2**の中に反映されたものもあります。

(第1回懇談会)

会議の中で、「現行の基本方針の下で、児童・生徒を取り巻く人権の状況はどうだったのか。たとえば、本県でもいじめや自死問題が教育現場の深刻な課題となった。方針改定にあたっては、現行方針下の人権・「同和」教育のあり方の何が課題なのか、当局としての総括も資料として提示すべきだ」と発言したのですが取り上げられていません。

(第2回懇談会)

- 前文の3行目：(前略)発生しており、県内においても近年は、いじめ等を理由とした生徒自死やインターネットによる人権侵害など(後略)
→下線部を加筆したらいかがでしょうか？
理由は、本県の人権状況を示す重大な状況として明記することでより本県の独自性が表れるのではないかということです。
- 教職員等の研修5：「差別の現実を学ぶ」としていますが、「差別の現実に学ぶ」の間違いではないか？
→差別を根絶する、差別を克服するためには、「現実を学ぶ」だけでは差別事象を見て、他人事だね、で終わりということになりかねません。差別の現実を見た上で、それを自分事としてしっかりとらえ、その根絶や克服のために、自分自身で何ができるのか考え、行動に移すということがなければ差別問題の解消は図れないのではないのでしょうか。全国人権同和教育協議会の資料でも「差別の現実に学ぶ」となっているかと思います。
- 学校教育における人権教育2：
(原文)(前略)つらい思いをしている幼児児童生徒に寄り添い、親身になって対応するといった「関わる同和教育」の理念を踏まえ、(後略)
(修正案) 差別の現実に深く学び、幼児児童生徒や保護者、地域と深くかかわるといった「かかわる同和教育」の理念を踏まえ
(理由) 03年県同教研究集会見附大会で被差別体験を聞く分科会への参加者が26人(全体857人の3%)しかいなかったことを受けて、県同教、教委、組合などが総括運動を行う中から「かかわる同和教育」という、観念的ではない実践的な教育として確認され、以来本県で標榜されてきたことから、当時の総括文の正確な定義にならうべきだと思います。

4. その他

ご不明点については本部・担当(遠藤 025-265-4151)にお問い合わせください。

以上